平成２５年（フ）第３５３号
栃木県宇都宮市清原台５丁目22番18号
債務者　小林　紀世
1　決定年月日時　平成25年10月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３５４号
栃木県宇都宮市清原台５丁目22番18号、住民票上の住所栃木県塩谷郡塩谷町大字田所528番地８
債務者　小林美智子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５００号
栃木県宇都宮市瑞穂２丁目２番地１　瑞穂野市営住宅36号棟11号室
債務者　清水　行治
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５０１号
栃木県鹿沼市西茂呂３丁目28番地２　西茂呂市営住宅７号棟３号室
債務者　田口　和枝
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後５時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５０７号
栃木県塩谷郡高根沢町大字花岡605番地３
債務者　仲根　昌巳
1　決定年月日時　平成25年10月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５１４号
栃木県宇都宮市宮原１丁目２番28号　メゾン・ド・フェーブ203、前住所栃木県宇都宮市富士見が丘４丁目14番５号　富士見が丘グリーンヒルズ207
債務者　千野根孝行（旧姓稲葉）
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５１５号
栃木県日光市土沢1852番地157
債務者　藤井　　恵
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１１２７０号
東京都世田谷区池尻３丁目４－１－３Ｆ
債務者　入江　麻由
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２９２号
東京都青梅市河辺町４丁目17―10―204
債務者　加藤　章夫
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１２９３号
東京都荒川区東尾久６丁目29―14　瀬口方
債務者　堀　　正卓
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３３２号
東京都板橋区蓮沼町71―５　ダイワプラザ蓮沼２―103
債務者　佐方ゆかり（旧姓浦野）
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３３３号
神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜522―１―503
債務者　若林　　伸
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３３４号
東京都北区赤羽北１丁目８－８―101
債務者　伊東奈美こと　尹　　奈美
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３５５号
東京都墨田区立花５丁目38―９―202
債務者　小林　重幸
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１３５６号
東京都中野区南台５丁目15―27　コモパレス南台７号館711
債務者　和氣　孝治
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部